

中 小 企 業

金融のしおり

令 和 3 年 度

島 根 県

R03 島根県中小企業制度融資等一覧表

1 中小企業制度融資

資金名	資金用途	融資限度額(千円)	融資利率(年%)		期間(ひら据置期間(年))	保証料率(年%)		融資利率+保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)		
			責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外			
一般・小規模	一般資金	設備	80,000	1.45	1.30	設備12(1.0) 運転 7(0.5)	0.40~1.50	0.40~1.70	1.85~2.95	1.70~3.00	施設・設備の改善を行う者又は、運転資金若しくは借換資金を必要とする者	
		運転	50,000									
		借換	80,000									
一般・小規模	小規模企業特別資金	設備	20,000	1.20	10(1.0)	0.20~1.20	0.20~1.20	1.55~2.40	1.40~2.40	保証協会保証付融資残高と新規申込額との合計が2,000万円以内となる小規模企業者		
		運転	20,000									
一般・小規模	小規模企業育成資金	設備	20,000	1.35	1.20	10(1.0)	0.20~1.05	0.20~1.20	1.55~2.40	1.40~2.40	小規模企業者(融資限度額は小規模企業特別資金との合計による)	
		運転	20,000									
特別	創業	創業者支援資金	設備	50,000	1.35	1.20	設備12(2.0) 運転 7(2.0)	0.20~1.30	0.20~1.50	1.55~2.65	1.40~2.70	新たに事業を行う者(起業・開業及び創業後5年未満)
			運転	30,000								
	新事業・承継	新事業展開強化資金	設備	80,000	1.35	1.20	設備12(1.0) 運転10(1.0)	0.40~1.50	0.40~1.70	1.75~2.85	1.60~2.90	・特別の法律に基づき新たな事業等に取り組む者 ・計画等を策定し収益体質の強化に取り組む者、事業承継に取り組む者(運転のみ実施も認める)
			運転	50,000								
	改善・借換	経営改善長期借換資金	運転	280,000	1.55	1.40	15(1.0)	0.40~1.50	0.40~1.70	1.95~3.05	1.80~3.10	商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営改善計画を作成した者
			設備	280,000								
改善・借換	経営力強化支援資金	設備	280,000	1.35	1.20	設備7(1.0) 運転5(1.0) 借換10(1.0)	0.40~1.30	0.40~1.50	1.75~2.65	1.60~2.70	認定経営革新等支援機関の支援を受け経営改善計画を作成した者	
		運転	280,000									
再生	経営改善サポート資金	設備	280,000	1.65	1.50	15(5.0)	0.20	0.20	1.85	1.70	経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画を実行する者	
		運転	280,000									
再生	再生支援資金	運転	50,000	2.25	2.10	10(1.5)	0.20~1.30	0.20~1.50	2.45~3.55	2.30~3.60	再生の見込みがゆり、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けている者	
		設備	50,000									
緊急	セーフティネット資金	一般枠	80,000	1.35	1.20	8(1.0)	0.40~1.50	0.40~1.70	1.75~2.85	1.60~2.90	取引先の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している者	
		新型コロナウイルス感染症対応枠	80,000									1.25
	災害復旧資金	設備	50,000	1.35	1.20	12(2.0)	0.40~1.50	0.40~1.70	1.75~2.85	1.60~2.90	災害により直接的又は間接的な被害を受けた者	
		運転	30,000									
緊急	経済変動等資金	その都度知事が定める									その都度知事が定める	

- (注) 1. 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに、島根県信用保証協会が決定する。
 2. セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)の取扱期間は令和3年10月31日までに保証申込分まで。
 3. 経営改善長期借換資金、経営力強化支援資金、新事業展開強化資金、経営改善サポート資金の取扱期間は令和4年3月31日保証承諾分まで。
 4. 経営改善サポート資金の借入時の保証料率は国補助後、一律0.2%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外となり、責任共有0.8%、責任共有外1.0%(経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ0.2%上乗せ)となる。
 5. セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)の借入時の保証料率は県補助後、一律0.3%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料及び代位弁済日翌日以降の信用保証料については、県の補助の対象外となり、責任共有0.4~0.6%、責任共有外0.4~0.71%となる。

2 まち・ひと・しごと創生資金

資金名	資金用途	融資限度額(千円)	融資利率(年%)		期間(ひら据置期間(年))	保証料率(年%)		融資利率+保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)		
			責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外			
まち・ひと・しごと創生資金					設備12(1.0) 運転 7(1.0)	0.40~1.50	0.40~1.70	1.65~2.75	1.50~2.80	県の政策を推進するため、以下の取り組みを行う者		
まち・ひと・しごと創生資金	人材投資・働き方改革等生産性向上枠	設備	80,000	1.25	1.10	※観光施設等整備枠、地域商業整備枠の中山間地域商業関連及び環境対応枠については、設備15(1.0)	0.40~1.50	0.40~1.70	1.65~2.75	1.50~2.80	人材育成等を中心としてIT技術の導入などにより生産性向上に取り組む者、従業員の労働環境の整備等を行う者、しまね子育て応援企業の認定を受けた者等、働き方改革や人材投資による生産性向上の取り組みを行う者	
											観光施設等整備枠	地域の観光振興に資する事業(市町村長の推薦が必要)に取り組む者
											地域商業整備枠	地域の買物の場の整備に取り組む者
											海外展開枠	事業の海外展開を検討・実施する者(ただし県内事業所又は雇用の維持拡大を図るもの)
											環境対応枠	環境保全のための施設・設備の設置、改善等を行う者

3 中小企業育成振興資金

資金名	資金用途	融資限度額(千円)	融資利率(年%)		期間(ひら据置期間(年))	摘要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		
事業所新設等資金	土地設備	200,000	0.95	0.80	15(2.0)	事業所の新設等を行う者
成長企業応援資金	土地設備	200,000	0.95	0.80	15(2.0)	新たな市場等での事業展開により成長を図ろうとする者
	設備				7(2.0)	
経営資産承継資金	土地設備	200,000	0.95	0.80	15(2.0)	雇用の維持、技術の継承、企業の成長に資する経営資産の承継をする者
	設備				10(2.0)	

4 立地関係資金

資金名	資金用途	融資限度額(千円)	融資利率(年%)		期間(ひら据置期間(年))	摘要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		
企業立地促進資金	土地設備	2,000,000	0.95	0.80	15(2.0)	製造業に係る事業所等の設置をする者で、条例の認定を受けた法人
ソフト産業等立地促進資金	土地設備	200,000	0.95	0.80	15(2.0)	ソフト産業等に係る事業所等の設置をする者で、条例の認定を受けた法人
	設備				7(1.0)	

- (注) 1. 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに、島根県信用保証協会が決定する。
 2. まち・ひと・しごと創生資金、中小企業育成振興資金及び立地関係資金の信用保証の要否については、取扱金融機関の定めるところによる。

1. 島根県の融資制度

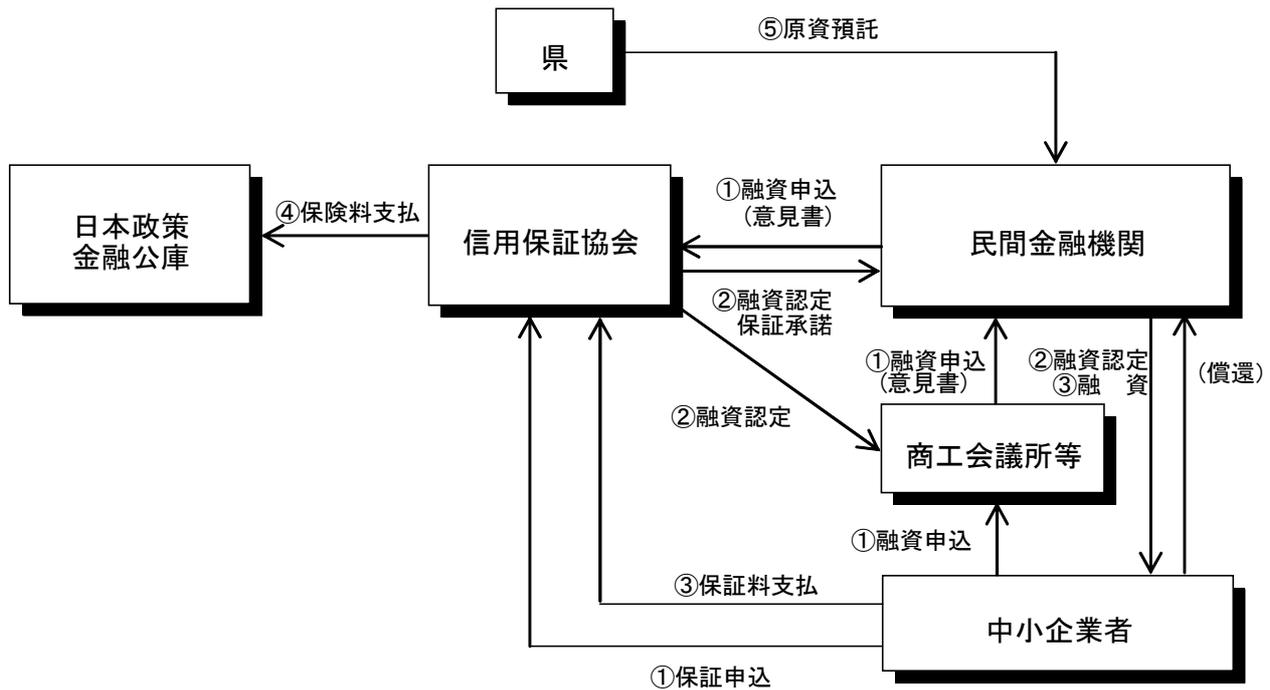
(1) 中小企業制度融資

県中小企業課金融グループ Tel.0852-22-5882
 西部県民センター商工観光部 Tel.0855-29-5745

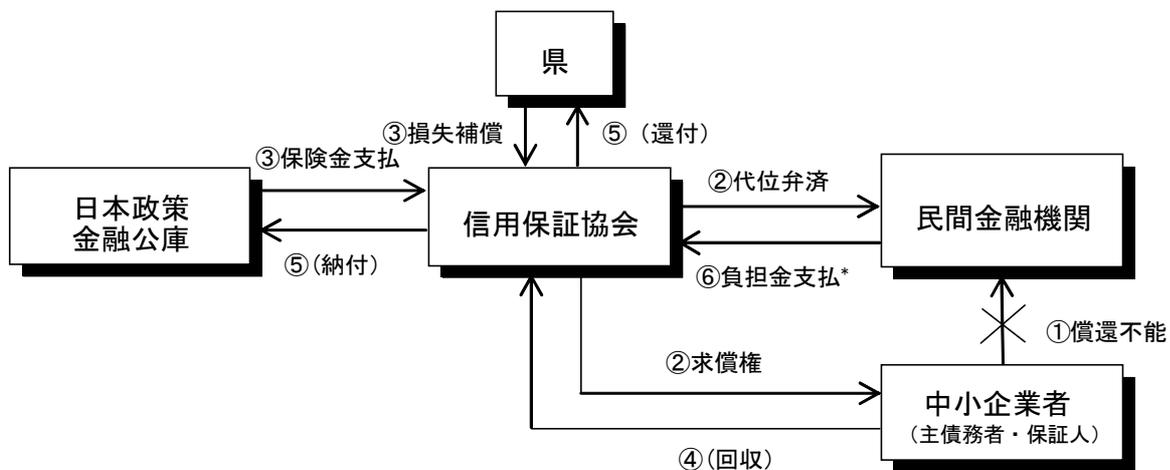
※ 県の制度融資のしくみ

県の制度融資は、信用力・担保力の不足する中小企業者に対して、信用補完制度を活用して低利・長期の資金を提供するものです。

(1) 融資実行



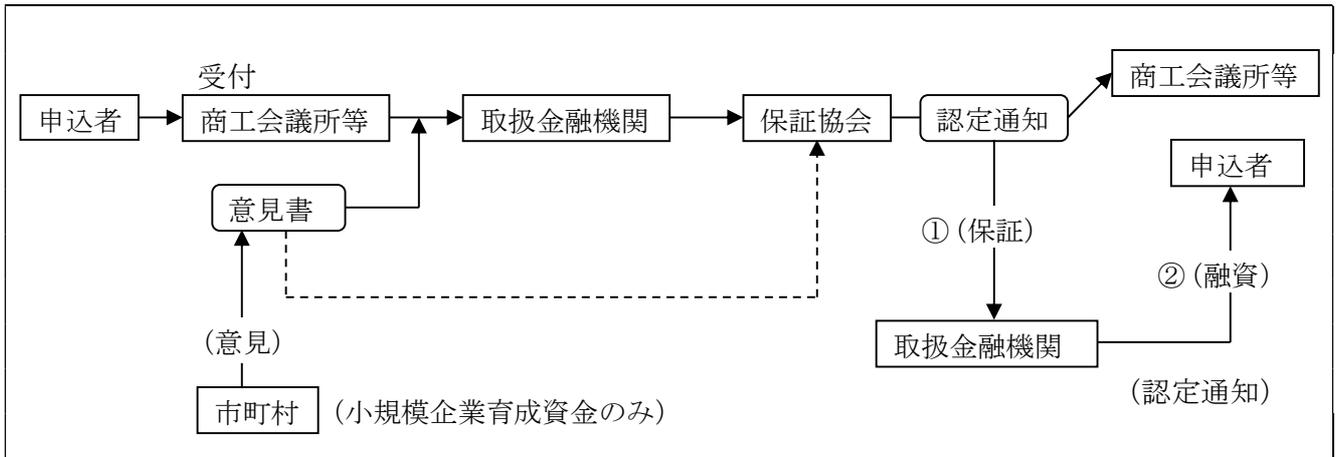
(2) 中小企業者が償還不能となったとき



*責任共有制度対象（負担金方式）の場合

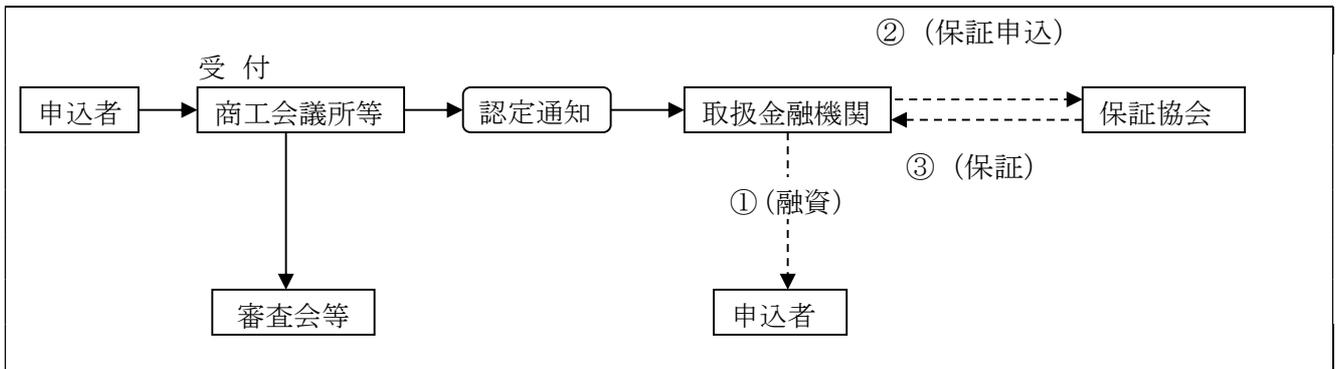
※ 融資の申込みから融資実行までの手続

1. 一般資金、小規模企業育成資金、創業者支援資金、新事業展開強化資金、経営改善長期借換資金、経営力強化支援資金、経営改善サポート資金、セーフティネット資金（一般枠）、セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）、災害復旧資金

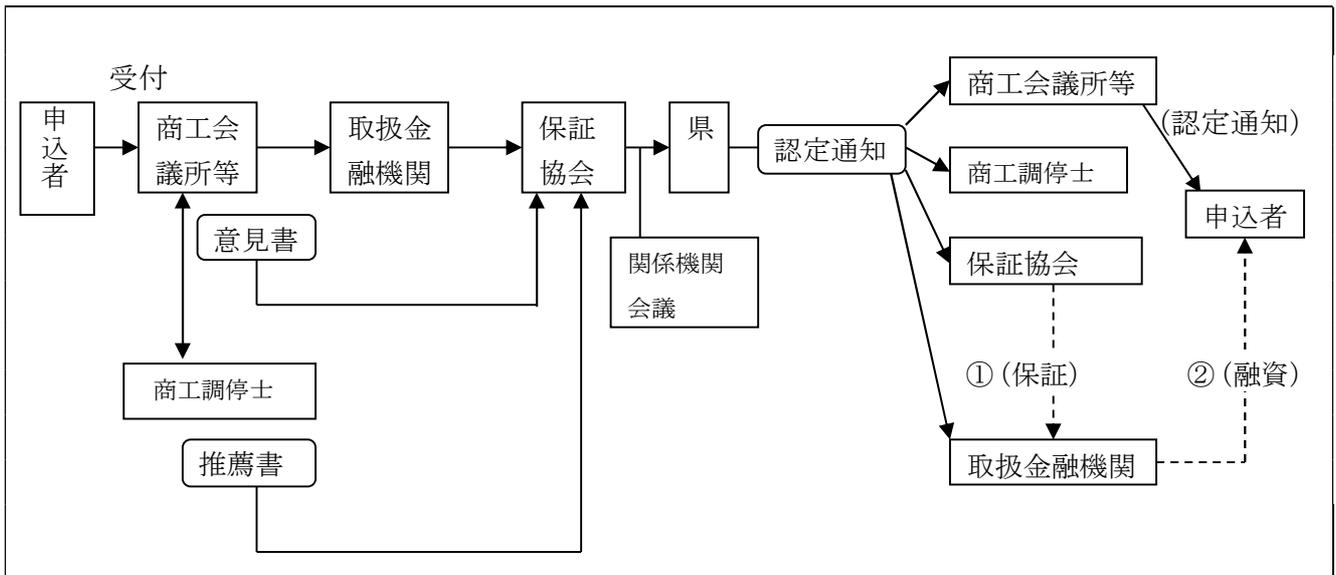


※融資期間延長制度も1と同様の手続とする。

2. 小規模企業特別資金



3. 再生支援資金



4. 災害対策特別資金及び経済変動等資金
資金の制定の際定める。

※ 融資対象者

中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件を備えている方が対象になります。

資 金 名	期 間	対 象 者
創業者支援資金	創業計画段階から開業後5年未満 (中小特定非営利活動法人については、法人設立前の計画段階での利用は対象外)	県内において事業所を有し、融資対象業種を営んでいる方
その他の資金	開業後1年以上	

【信用保証および信用保険の対象とならない業種】

- (1) 農林漁業（一部業種は対象となる）
- (2) 金融・保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」は対象となる。）
- (3) 卸売業、小売業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第5号に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項第2号に規定する無店舗型性風俗特殊営業に限る。）
- (4) 風俗営業飲食業（風俗営業の許可を要する場合で、かつ、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものに限る。）
- (5) サービス業中次のもの
 - ① 物品賃貸業（風営法第2条第6項第5号に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項第2号に規定する無店舗型性風俗特殊営業に限る。）
 - ② 宿泊業（風営法第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限る。）
 - ③ 洗濯・理容・美容・浴場業中の他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業（風営法第2条第6項第1号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限る。）
 - ④ 娯楽業中、風営法第2条第6項第2号、第3号及び第6号に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第7項第1号に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業並びに同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業
 - ⑤ その他の事業サービス業中の他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）に限る。）
 - ⑥ 宗教、政治・経済・文化団体
 - ⑦ 通信業中のインターネット付随サービス業（風営法第2条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業に限る。）

【該当しない方】

1. 県税を滞納している方
2. 資本金の2分の1以上が大企業から出資されている方
3. 信用保証協会が求償権を有している方
4. その他、資金調達について制度融資によることが適当でない方

※銀行取引停止処分中の方や暴力団・暴力団員の方など、信用保証協会による保証をご利用できない方は利用できません。

※ 利用上の注意

共 通 事 項

中小企業制度融資の各資金の併用を認める。ただし、融資対象ごとに各資金の融資限度額（設備資金については、設備の所要金額の範囲内）を適用する。

設 備 資 金
<ol style="list-style-type: none">1. 融資限度額は当該施設・設備の設置に要する金額（消費税額を含む。）の範囲内とする。2. 土地取得は対象にしない。3. 法定耐用年数及び返済能力を参考に融資期間を定める。4. 機械設備等の中古品で、十分な性能等を有しているものは対象とする。5. 販売用、賃貸用及びリース用の施設・設備は対象にしない。6. 福利厚生施設としての従業員宿舍の一戸建は対象にしない。7. 居宅と店舗等の併用建物の対象事業費は、面積比により決定する。8. 車輛は、業態上明らかに営業用車輛と認められるものを対象とする。ただし、登録諸費用は対象にしない。9. 耐用年数が1年未満又は有形固定資産として登録されないものは対象にしない。10. 原則として県内事業所の縮小、廃止等を行わない場合に限り、県内に本拠を有する企業が設置する県外の施設・設備又は海外直接投資の事業に必要な設備資金の利用を認める。11. 融資の認定前の施設・設備の設置、取得は原則として認めない。12. 認定は、対象施設等の見積額により行い、取扱金融機関は契約書又は注文請書の写（自家施工の場合は、原価計算書）の提出をまって対象経費額を確認の上、融資を実行するものとする。13. 建物、機械設備等の修繕費は対象にしない。

運 転 資 金
<ol style="list-style-type: none">1. 県内に主たる事業所のない企業は対象にしない。ただし、独立採算をしている企業については、この限りでない。2. 月商額の算出は、原則として直近の決算及び直近の決算以降の試算表等をもとに行う。ただし、経済的環境の変化により一時的に売上の減少を来しているが、中長期的には売上の回復等が見込まれる場合にあっては、2期前の決算をもとに算出することができる。3. 原則として県内事業所の縮小、廃止等を行わない場合に限り、県内に本拠を有する企業が県外の施設・設備又は海外直接投資の事業において必要とする運転資金の利用を認める。

注) 海外直接投資の事業において必要とする資金とは、外国における支店等の設置又は拡張に要する資金及び出資割合が10%以上となる海外法人への出資資金等、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の7に規定する資金をいう。

〈 語句の説明 〉

(1) 中小企業者とは

次表の「資本金の額又は出資の総額」又は「従業員の数」のいずれかに該当する会社及び個人

業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
小 売 業	50 百万円以下	50 人以下
卸 売 業	100 百万円以下	100 人以下
サ ー ビ ス 業	50 百万円以下	100 人以下
旅 館 業	50 百万円以下	200 人以下
医 業	—	300 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 百万円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	300 百万円以下	900 人以下
製造業・建設業・運輸業・その他業種	300 百万円以下	300 人以下

(2) 組合とは

中小企業協同組合法、その他の法律に基づいて設立された中小企業者の組合及びその連合会

(3) 中小特定非営利活動法人とは

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が 300 人（卸売業及びサービス業にあつては 100 人、小売業にあつては 50 人）以下のもの

(4) 小規模企業者とは

中小企業者又は中小特定非営利活動法人のうち、常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業については 5 人）以下のもの。ただし、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号。以下「政令」という。）第 1 条の 2 各号に規定する業種にあつては、常時使用する従業員の数がその業種ごとに同条各号に規定する数以下の会社及び個人であるもの

(5) 指定再生手続開始申立等事業者とは

破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立て又は手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた事業者であつて、負債金額（金融機関からの借入金額を除く。）が概ね 50,000 千円以上で、かつ、県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の経営に重大な影響を及ぼすとして知事が指定したもの。ただし、商工会議所会頭等により特に意見があったものについては、この限りではない。

(6) 指定事業活動制限事業者とは

県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人に対する直接取引又は間接的な取引の連鎖の関係にある事業者であつて、事業活動の制限を行つており、当該県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の事業活動に重大な影響を及ぼすとして知事が指定したもの

(7) 指定地域とは

指定事業活動制限事業者により、当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の事業活動が重大な影響を受けているとして知事が指定した地域

制度融資一覽

条 件					申込先	金融機関
融資期間	償還方法	保証人	担保の可否	信用保証の可否 (保証料率)		
設備資金 12年以内 運転資金 7年以内 借換資金 10年以内	設備資金 1年以内据置き 元金均等月賦 運転資金 6箇月以内据置き 元金均等月賦 借換資金 1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融 機関又は保証 協会の決定によ 個人 原則とし て不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 島根県中小企業 団体中央会(以 下「中央会」と いう。) 島根県商工会連 合会(以下「商工 会連合会」とい う。) 公益財団法人し まね産業振興財 団(以下「産業振 興財団」という。)	普 通 銀 行 株式会社商工組合 中央金庫(以下「商 工中金」という。) 信 用 金 庫 信用協同組合 (以下「信用組合」と いう。) 農 業 協 同 組 合 (以下「JAしまね」と いう。) 漁業協同組合JFし まね(以下「JFしま ね」という。)
10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融 機関又は保証 協会の決定によ 個人 原則とし て不要	原則として不要	要 (年0.2%以上 1.2%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 ね J A し ま J F し ま ね
10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融 機関又は保証 協会の決定によ 個人 原則とし て不要	原則として不要 ただし、保証協 会における既 融資残高との 合計が 30,000,000円 を超える場合 は取扱金融機 関又は保証協 会の決定によ る。	要 (年0.2%以上 1.2%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 中 央 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 ね J A し ま J F し ま ね

制度 種類 融資	資金名	融資対象者	融 資			
			資金用途	融資限度	融資利率	
					責任共有利率	責任共有外利率
特 別	創業者支援 資金	次の対象者のいずれかに該当し、創業のための資金を必要とするもの (1) 新たに事業を開始する計画を有する個人 (2) 新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人 (3) 新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する中小企業者である会社 (4) 事業実績が少ない等の理由により実質的に(1)から(3)までに掲げる者に準ずるものとみなされる中小企業者、組合若しくは中小特定非営利活動法人	設備資金 運転資金	設備資金 50,000,000円 運転資金 30,000,000円 ただし、融資対象者の欄(1)及び(2)に掲げる者については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額とする。 (1) 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第4条第1項に規定する創業等関連保証(以下「創業等関連保証」という。)を受けようとする場合 設備資金と運転資金との合計額として、15,000,000円又は自己資金額のいずれか低い額 (2) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第129条第1項に規定する創業関連保証(同条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係わるものを含む。以下「創業関連保証」という。)を受けようとする場合 設備資金と運転資金との合計額として、20,000,000円	年1.35 ^{パーセント}	年1.20 ^{パーセント}
	融 資	新事業展開 強化資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次に掲げるいずれかの事業を行うため資金を必要とするもの (1) 特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業 (2) 県の中長期的な施策に関連する事業で研究開発支援に関連する事業のうち別に定める要件に該当するもの (3) 技術又は事業の新規性が認められる事業 (4) 収益体質の強化となる計画を策定し、商工会議所等の確認を受けており、かつ商工会議所等の指導機関の指導を継続して受けて実施する事業 (5) その他知事が特に認めた事業	設備資金 運転資金	設備資金 80,000,000円 運転資金 50,000,000円	年1.35 ^{パーセント}
「融資対象者」欄の(1)から(3)及び(5)に該当する内容は概ね次のとおり。(詳細は規定集の審査運用)						
			(1)に該当する「法律等」		(2)に関連する内容	
			(ア)下請中小企業振興法 (イ)中小企業等経営強化法 (ウ)産業競争力強化法 (エ)中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律 (オ)中小企業地域資源活用促進法 (カ)従前特別目的資金等により対象となっていた法律		企業変革に向けての 新商品又は新技術の 研究開発	

条 件					申込先	金融機関
融資期間	償還方法	保証人	担保の要否	信用保証の要否 (保証料率)		
設備資金 12年以内 運転資金 7年以内	2年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会 の決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.2%以上 1.5%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま J F し ま ね
設備資金 12年以内 運転資金 10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会 の決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 中 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま J F し ま ね

基準を御参照ください。)

(3)に関連する新規性	(5)に該当するもの
(ア)他で利用されていない知的所有権 (イ)補助金の交付を受けて開発した技術 (ウ)公的試験研究機関等が確認 (エ)公的試験研究機関等の技術移転等 (オ)保証協会の新事業認定審査会の認定	(ア)ISOの取得に取り組む事業(ISO14001を除く。) (イ)HACCPの導入に取り組む事業 (ウ)経営革新計画を策定して実施する事業 (エ)その他必要と認められるもの

制度の種類 融資	資金名	融資対象者	融 資			
			資金用途	融資限度	融資利率	
					責任共有利率	責任共有外利率
特 別	経営改善長期借換資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件の全てに該当し、経営改善に取り組むために既往借入金の借換資金を必要とするもの (1) 商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営の改善に係る計画を作成していること。 (2) 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。 (3) 取引金融機関等の支援体制が確保されていること。	運転資金	280,000,000円	年1.55 ^{パーセント}	年1.40 ^{パーセント}
	経営力強化支援資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営の改善に係る計画を作成しているもの	設備資金 運転資金	280,000,000円	年1.35 ^{パーセント}	年1.20 ^{パーセント}
	経営改善サポート資金	中小企業者又は組合であって、産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの	設備資金 運転資金	280,000,000円	年1.65 ^{パーセント}	年1.50 ^{パーセント}
融 資	再生支援資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、市中金融機関からの一般の融資を受けることは困難であるが、次の要件の全てに該当し、再生のための資金を必要とするもの (1) 再生の見込みのある企業として、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けていること。 (2) 取引金融機関等の支援体制が確保されていること。	運転資金	50,000,000円	年2.25 ^{パーセント}	年2.10 ^{パーセント}

条 件					申込先	金融機関
融資期間	償還方法	保証人	担保の可否	信用保証の可否 (保証料率)		
15年以内	1年以内据置き 原則として元金 均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 組 合 信 用 組 合 J A し ま J F し ま
設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 ただし、 保証付き の既往借 入金を借 り換える 場合は、 10年以内	1年以内据置き 原則として元金 均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.4%以上 1.5%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 組 合 信 用 組 合 J A し ま J F し ま
15年以内	5年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 〔責任共有〕 (年0.8%又は 1.0%) 〔責任共有外〕 (年1.0%又は 1.2%) ただし、借入 時の保証料率 については一 律0.2%	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 組 合 信 用 組 合 J A し ま J F し ま
10年以内	1年6箇月以内据 置き元金均等月	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.2%以上 1.5%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 組 合 信 用 組 合 J A し ま J F し ま

制度 の種 類 融 資	資金名	融資対象者	融 資			
			資金使途	融資限度	融資利率	
					責任共有利率	責任共有外利率
緊 急	セーフティ ネット資金 (一般枠)	中小企業者、組合又は中小特定非営 利活動法人であって、次の要件のい ずれかに該当し、経営の安定に支障を生 じているもの (1) 指定再生手続開始申立等事業 者に対する債権(売掛金(役務の提 供による営業収益で未収のものを 含む。)又は前渡金に係る返還請 求権をいう。)の回収に困難を来し ているもの (2) 指定事業活動制限事業者との直 接取引又は間接取引の連鎖の関 係にあり、売上高等の減少している もの (3) 指定地域内において1年以上継 続して事業を行っており、指定事業 活動制限事業者の影響により、売 上高等の減少しているもの (4) その他、中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号。以下「保 険法」という。)第2条第5項各号 又は第6項のいずれかに該当し、 経営の安定に支障を生じているも の	運転資金	80,000,000円	年1.35 ^{パーセント}	年1.20 ^{パーセント}
	セーフティ ネット資金 (新型コロナウイルス感染症 対応枠)	中小企業者、組合又は中小特定非営 利活動法人であって、次の要件のい ずれかに該当するもの (1) 保険法第2条第5項第4号の規定 による認定(令和2年新型コロナウ イルス感染症に係るものに限る。) (2) 保険法第2条第5項第5号の規定 による認定 (3) 保険法第2条第6項の規定による 認定(令和2年新型コロナウ イルス感染症に係るものに限る。)	設備資金 運転資金	80,000,000円	年1.25 ^{パーセント}	年1.10 ^{パーセント}
融 資	災害復旧資 金	中小企業者、組合又は中小特定非営 利活動法人であって、次の要件のい ずれかに該当するもの (1) 災害により、直接被害を受けた もの (2) 災害によって売上の減少等の 間接的な被害を受けたもの	設備資金 運転資金	設備資金 50,000,000円 運転資金 30,000,000円	年1.35 ^{パーセント}	年1.20 ^{パーセント}
	災害対策特 別資金	中小企業者、組合又は中小特定非営 利活動法人であって、次のいずれかの 災害により早急な金融対策が必要と知 事が認めたもの (1) 激甚災害に対処するための特 別の財政援助等に関する法律 (昭和37年法律第150号)の適用を 受けた災害 (2) 災害救助法(昭和22年法律第 118号)の適用を受けた災害 (3) その他知事が認めた災害	その都度知事が別に定めるところによる。			
	経済変動等 資金	経済環境の著しい変動等により県内 中小企業の経営の安定に著しい支障 を来すおそれがあり、早急な金融対策 が必要と知事が認めたもの	その都度知事が別に定めるところによる。			

条 件					申込先	金融機関			
融資期間	償還方法	保証人	担保の要否	信用保証の要否 (保証料率)					
8年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会の 決定による。	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商 工 会 議 所 商 工 工 所 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 組 合 信 用 組 合 J A し ま J F し ま	ね	ね	ね
12年以内 ただし、 危機関連 保証の認 定を受け たものは、 10年以内 とする	3年以内据置き 元金均等月賦 ただし、危機関 連保証の認定を 受けたものは、2 年以内据置き元 金均等月賦とす る	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会の 決定による。	要 (年0.4%以上 0.71%以下) ただし、借入 時の保証料率 については一 律 0.3%	商 工 会 議 所 商 工 工 所 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 組 合 信 用 組 合 J A し ま J F し ま	ね	ね	ね
12年以内	2年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	原則として不要	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商 工 会 議 所 商 工 工 所 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 組 合 信 用 組 合 J A し ま J F し ま	ね	ね	ね
						普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 組 合 信 用 組 合 J A し ま J F し ま	ね	ね	ね
						普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 組 合 信 用 組 合 J A し ま J F し ま	ね	ね	ね

- 注1 経営改善長期借換資金、経営力強化支援資金、新事業展開強化資金及び経営改善サポート資金の取扱期間は令和4年3月31日保証承諾分までとし、セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)の取扱期間は令和3年10月31日保証申込分までとする。
- 2 保証人は、次の各号に定める者を選任するものとする。
- (1) 法人の場合にあつては、必要に応じて次のいずれかに該当する者
- ア 代表者又は組合役員
- イ 実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は代表者の配偶者(当該代表者と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)
- ウ 代表者に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者
- エ 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者
- (2) 個人の場合にあつては、必要に応じて次のいずれかに該当する者
- ア 実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)
- イ 経営者本人に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者
- ウ 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者
- 3 次の各号に定める保証の対象となる融資については、責任共有制度の対象外となるため「責任共有外利率」を適用し、これ以外の融資については責任共有制度の対象となるため「責任共有利率」を適用するものとする。(小規模企業特別資金を除く。)
- (1) 保険法第3条の3に規定する特別小口保険に係る保証
- (2) 保険法第12条に規定する経営安定関連保証(保険法第2条第5項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由に該当することについて市町村長の認定を受けた特定中小企業者に係るものに限る。)
- (3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に規定する災害関係保証
- (4) 創業等関連保証及び創業関連保証
- (5) 保険法第3条の9に規定する事業再生保険に係る保証
- (6) 信用保証協会の有する求償権を消滅させることを目的とした保証
- (7) 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成10年法律第151号)第3条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別保険に係る保証及び同法第4条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
- (8) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第128条第1項に規定する東日本大震災復興緊急保証
- (9) 経営力強化保証制度要綱(20120918中庁第1号)に規定する経営力強化保証制度に係る保証(責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であつて保証割合が100パーセントの保証を含む。)を借り換える場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)に限る。)
- (10) 事業再生計画実施関連保証制度要綱(20140114中庁第2号)に規定する事業再生計画実施関連保証制度に係る保証(責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であつて保証割合が100パーセントの保証を含む。)を借り換える場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)に限る。)
- (11) 保険法第15条に規定する危機関連保証
- 4 小規模企業特別資金は、国の全国統一の保証制度である「小口零細企業保証制度」の対象であることから責任共有制度の対象外となる。
- 5 保証料率とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものである。
- 6 国の全国統一の保証制度である危機関連保証制度(危機関連保証制度要綱(20171023中庁第1号)に規定する「危機関連保証制度」をいう。)に係る保証は、セーフティネット資金についてのみ適用する。(知事が別に定める場合を除く。)
- 7 国の全国統一の保証制度である事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度(事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度要綱(20210310中庁第2号)に規定する「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」をいう。)に係る保証は、経営改善サポート資金についてのみ適用する。

(2) まち・ひと・しごと創生資金

県中小企業課金融グループ TEL0852-22-5883
西部県民センター商工観光部 TEL0855-29-5745

当資金は、産業振興と雇用の創出を推進するため、県内企業が特別の目的に利用される資金をメニュー化し、金融機関の協調を得て融資する制度です。

融 資 対 象 (詳しくは、次のページをご覧ください)	メニュー内容	
	人材投資・働き方改革等 生産性向上枠	人材投資等を中心としてIT技術の導入や従業員の労働環境・子育て支援等の整備など働き方改革や人材投資による生産性向上の取り組みを行うもの
観光施設等整備枠	地域の観光振興に資する事業に取り組むもの	
地域商業等整備枠	地域の買物の場の整備に取り組むもの	
海外展開枠	事業の海外展開を検討・実施するもの	
環境対応枠	環境保全のための施設・整備の設置、改善等を行うもの	
資 金 使 途	設備資金 運転資金	
融 資 限 度	設備資金 8,000万円 運転資金 5,000万円	
融 資 利 率	年1.25% (責任共有制度対象) 年1.10% (責任共有制度対象外・中小企業者以外)	
融 資 期 間	設備資金 12年以内 (※観光施設等整備枠、地域商業等整備枠の中山間地域商業関連、環境対応枠は15年以内) 運転資金 7年以内	
償 還 方 法	1年以内据置き・元金均等月賦	
保 証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。	
担 保 の 要 否	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。	
信 用 保 証 の 要 否	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。	
保 証 料 率	年0.40～1.50% (責任共有制度対象) ・ 年0.40～1.70% (責任共有制度対象外)	
申 込 先	商工会議所、商工会、商工会連合会、中央会、産業振興財団 (※環境対応枠の中小企業者以外の申込先は取扱金融機関)	
取扱金融機関	普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、JAしまね、JFしまね	

融 資 対 象 事 業 一 覧

メニュー	融資対象者	融資対象事業
人材投資・働き方改革等生産性向上枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、融資対象事業費の要件のいずれかに該当する事業を行うため資金を必要とするもの	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 (1) 従業員の人材育成等を中心としてIT技術の導入などにより生産性向上に取り組む事業 (2) 従業員の労働環境の整備のための事業 (3) 子育て支援のための施設・設備の整備のための事業 (4) しまね子育て応援企業認定要綱に基づく認定を受けているものが実施する事業 (5) しまね障がい者就労応援企業認定要綱に基づく認定を受けているものが実施する事業 (6) 市町村が定める消防団協力事業所表示制度に係る実施要綱に基づく消防団協力事業所の認定を受けているものが実施する事業 (7) しまね女性の活躍応援企業登録要綱に基づく登録を受けているものが実施する事業 (8) その他知事が特に認めた事業
観光施設等整備枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、融資対象事業費の要件に該当する事業を行うため資金を必要とするもの	観光施設の整備等の事業（しまね観光立県条例平成20年島根県条例第28号）の趣旨を踏まえ、市町村の地域振興計画、観光振興計画等に位置付けられる事業であって、地域の観光振興に資するものとして市町村長が推薦するものに限る。）に要する経費
地域商業等整備枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、融資対象事業費に掲げるいずれかの事業を行うため資金を必要とするもの	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 (1) 特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業 (2) 県の中長期的な施策に関連する事業で中山間地域商業に関連する事業のうち別に定める要件に該当する事業 (3) その他知事が特に認めた事業
海外展開枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、海外販路の開拓や海外向け新製品の開発等、融資対象事業費に掲げるいずれかの事業に取り組み、将来にわたり県内事業所の事業規模又は雇用の維持・拡大を目指すため資金を必要とするもの（県内事業所の全てを廃止する場合を除く。）	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 (1) 外国における支店、工場等の設置又は拡張に係る事業 (2) 出資割合が10%以上となる場合における外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得に係る経費 (3) 出資割合が10%以上である外国法人の発行に係る証券等の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付に係る経費 (4) 海外直接投資の事業実施に必要な調査に係る事業 (5) 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育に係る事業 (6) 海外見本市又は商談会への参加に係る事業 (7) 直接輸出入に係る事業
環境対応枠	企業又は組合であって、融資対象事業費に掲げるいずれかの事業を行うため資金を必要とするもの	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 (1) 公害を防止するために必要な施設・設備の設置又は改善に係る事業 (2) 石綿の飛散を防止するために必要な施設・設備の改善(石綿の使用状況の調査、石綿の除去、封じ込め等適切な工法による措置、剥ぎ取った石綿の処分等)に係る事業 (3) 産業廃棄物処理施設・設備の設置又は改善に係る事業 (4) 産業廃棄物の再生利用、再資源化のための施設・設備の設置又は改善に係る事業 (5) PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理（運搬を含む。）及び対象設備の買換えに係る事業 (6) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第2条第1項に定められた特定物質(以下「特定物質」という。)から代替物質への転換施設・設備、特定物質回収施設・設備及び特定物質破壊施設・設備の設置又は改善に係る事業 (7) 従来の設備よりも資源及びエネルギーの消費量を5パーセント以上節減する設備の設置に係る事業 (8) 自然エネルギー利用施設・設備の設置又は改善に係る事業 (9) リサイクルエネルギー利用施設・設備の設置又は改善に係る事業 (10) 事業の用に供する低公害車を購入する経費又は低公害車用燃料供給施設・設備の設置又は改善に係る事業 (11) 環境管理システム(ISO14001)の認証を取得するための施設・設備の設置又は改善及び審査登録に係る事業 (12) 製造業等を営む企業が、住居地域等から市町村長が工場立地の適地と認める区域へ工場の全面移転を行うのに必要な移転先の用地の取得及び移転先の施設・設備の設置に係る事業 (13) 工場等企業施設周辺の景観保持のために必要な緑地、囲障等の設置又は改善に係る事業

(3) 中小企業育成振興資金

(県中小企業課金融グループ TEL0852-22-5883)

融資対象者

(1)事業所新設等資金・(2)成長企業応援資金	(3)経営資産承継資金
<ul style="list-style-type: none"> ・県内で1年以上継続して同一業種を営む中小企業者 (県内において事業を営んでいた中小企業者が資本の2分の1を出資して新たに設立した法人による事業である場合は、その出資を行った中小企業者が事業を営んでいた期間と通算して1年以上。) ・地方税を滞納していないこと ・資本金の2分の1以上が大企業者から出資されていない者であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税を滞納していないこと ・資本金の2分の1以上が大企業者から出資されていない者であること ・金融機関及び取引先の支援が受けられること ・商工会又は商工会議所その他の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること

※ソフト産業等とは、次に掲げる業種をいう。

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業、広告代理業、ディスプレイ業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、物流センター、テレワークセンター、研修所等の人材育成施設、知的財産活用事務所、その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業

資金用途	融 資 限 度		融 資 利 率		融資期間	償 還 方 法
			責任共有利率	責任共有外利率		
設備資金（土地・建物・設備取得）	(1)2億円。ただし投下固定資本の合計額の3分の2以内 (2)(3)2億円	年0.95 ^{パーセント}	年0.80 ^{パーセント}	15年以内	2年以内据置き 元金均等月賦	
運転資金 (2)(3)の資金のみ)	8,000万円	年0.95 ^{パーセント}	年0.80 ^{パーセント}	(2)：7年以内 (3)：10年以内	2年以内据置き 元金均等月賦	

融資要件

(1) 事業所新設等資金	(2) 成長企業応援資金	(3) 経営資産承継資金
<p>県内に製造業、*ソフト産業等又は知事が特に必要と認める事業に係る事業所の新設等を行うこと</p> <p>イ 次に掲げるいずれかの地区へ立地すること</p> <p>(1) 工場立地法に定める工場適地</p> <p>(2) 都市計画法に定める準工業地域、工業地域又は工業専用地域</p> <p>(3) 農村地域工業等導入促進法に定める工業等導入地区</p> <p>(4) 土地開発公社等が造成した地域</p> <p>(5) 市町村長が特に認めた地域</p> <p>ロ 事業所の新設等に要する投下固定資本の合計額が 5,000 万円(ソフト産業等は 3,000 万円)以上であること</p> <p>ハ 事業所の新設等に伴い操業開始後 1 年以内に新たに 3 人以上の常用従業員を雇用する計画を有すること</p>	<p>成長を図ろうとする企業が実施する事業であること</p> <p>イ 対象となる事業の例示</p> <p>(1) 成長が見込まれる分野(環境関連、健康・医療・介護関連等)で展開を図る事業</p> <p>(2) 独自の技術又はサービスを活かして展開を図る事業</p> <p>(3) 県外又は海外の市場への進出を図る事業</p> <p>ロ 次の全ての要件を満たす事業であること。</p> <p>(1) 先進性・革新性が認められること</p> <p>(2) 企業戦略として高く評価できるものであること。</p> <p>(3) 県経済又は県民生活への波及効果が特に高いと認められること。</p>	<p>県内において事業を営む会社又は個人(以下「被承継事業者」という)が所有する事業用資産の取得に要する経費であって次に掲げる要件のいずれかに該当するもの及び取得した事業用資産を使用して行う事業に要する経費であること。</p> <p>(1) 被承継事業者が事業用資産を事業の用に供していたときの常時使用する従業員(企業の事業部門の事業用資産を取得する場合にあつては、当該事業部門の常時使用する従業員)を概ね 2 分の 1 以上雇用する計画があること</p> <p>(2) 被承継事業者が地域において重要な役割を担っており、当該事業を存続させるべきである旨の市町村長の意見があること</p>

条 件			申 込 先	取扱金融機関
保 証 人	担保の要否	信用保証の要否		
金融機関又は保証協会の決定による	金融機関又は保証協会の決定による	金融機関の決定による (信用保証の場合は、保証料率年 0.45～2.20%)	商 工 会 議 所 商 工 会 商 工 会 連 合 会 中 小 企 業 団 体 中 央 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね

(4) 企業立地促進資金

(県中小企業課金融グループ TEL0852-22-5883)

融資対象者

県内に製造業に係る事業所等の設置を行うもので、島根県企業立地促進条例に基づく認定を受けた法人

融		資			
資金用途	融資限度	融資利率		融資期間	償還方法
		責任共有利率	責任共有外利率		
設備資金（土地・建物・設備取得）	20億円。ただし投下固定資本の合計額の50%以内	年0.95 ^{パーセント}	年0.80 ^{パーセント}	15年以内	2年以内据置き 元金均等月賦

(5) ソフト産業等立地促進資金

(県中小企業課金融グループ TEL0852-22-5883)

融資対象者

県内にソフト産業等に係る事業所等の設置を行うもので、島根県企業立地促進条例に基づく認定を受けた法人

融		資			
資金用途	融資限度	融資利率		融資期間	償還方法
		責任共有利率	責任共有外利率		
設備資金（土地・建物・設備取得）	2億円。ただし投下固定資本の合計額の80%以内	年0.95 ^{パーセント}	年0.80 ^{パーセント}	15年以内	2年以内据置き 元金均等月賦
運転資金（建物等の賃借料・機械設備リース料・人件費）	6,000万円	年0.95 ^{パーセント}	年0.80 ^{パーセント}	7年以内	1年以内据置き 元金均等月賦

《島根県企業立地促進条例に基づく認定》

業種ごとに投下固定資本額、増加雇用従業員数の要件があります。（右の表参照）

このほかにも工場を設置する場合の地区等の要件がありますので、島根県企業立地促進条例の認定については県企業立地課（TEL 0852-22-5295）にお問い合わせください。

条 件			申 込 先	取扱金融機関
保 証 人	担 保 の 要 否	信用保証の要否		
金融機関又は保証協会の決定による	金融機関又は保証協会の決定による	金融機関の決定による 〔信用保証の場合は、保証料率年 0.45～2.20%〕	取 扱 金 融 機 関	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 信 連 J A し ま ね J F し ま ね

条 件			申 込 先	取扱金融機関
保 証 人	担 保 の 要 否	信用保証の要否		
金融機関又は保証協会の決定による	金融機関又は保証協会の決定による	金融機関の決定による 〔信用保証の場合は、保証料率 設備 年 0.45～2.20% 運 転 年 0.40～1.70%〕	取 扱 金 融 機 関	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 信 連 J A し ま ね J F し ま ね

資 金	対象企業			条例認定の要件	
				投下固定資本額	増加雇用従業員数
企業立地促進資金	①	製造業	大企業	3億円以上	10人以上
	②		中小企業	5千万円以上	5人以上
	③		地元企業	5千万円以上	3人以上
ソフト産業等立地促進資金	④	ソフト産業		—	10人以上
	⑤	ソフト産業【中山間地域等】		—	5人以上
	⑥	IT産業【特例】	新設	—	3人以上
	⑦		増設	—	5人以上
	⑧	専門系事務職場【特例】		—	3人以上

(6) 高度化資金貸付制度

{

 県中小企業課金融グループ
 西部県民センター商工観光部

 TEL0852-22-5883
 TEL0855-29-5745

}

中小企業が共同して経営基盤の強化を図るために組合等を設立して工場団地、卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や、第三セクター又は商工会等が地域の中小企業を支援する事業に対して、資金の一部を長期低利で融資します。

対象者 中小企業又は組合もしくは第三セクター、市町村など

貸付対象事業

(ア) 中小企業者が行う事業

事業名	対象事業の内容
集団化事業	工場団地、工場アパート、卸団地、パティオ商業集積等、中小企業者が集団化して工場団地、卸売団地等の団地や共同施設を設置する事業
集積区域整備事業	商業、製造業等が集積する区域において、中小企業者が店舗、工場等の施設を新設・改造したり、アーケード・駐車場等を設置する事業
施設集約化事業	共同店舗、共同工場の設置等、中小企業者が施設を集約化し、経営の合理化を図る事業
共同施設事業	共同物流施設、商店街のアーケード等、中小企業者が共同で利用する施設や共同で経営する施設を設置する事業
設備リース事業	組合が新鋭設備を一括購入し、組合員に買取予約付きで賃貸する事業
企業合同事業	法律の規定に基づく承認等を受けた中小企業者が合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図る事業
経営革新計画承認グループ事業	中小企業等経営強化法に規定する経営革新計画に基づき承認を受けた中小企業者が、共同で開発研究・デザイン開発・財務管理等の経営の合理化を行い、経営革新を図る事業
異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	中小企業等経営強化法に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に基づき、認定中小企業者が共同で異分野連携新事業分野開拓のための事業を行うために必要な施設を整備する事業
下請振興事業計画承認グループ事業	下請中小企業振興法の認定を受けた特定下請組合等が、承認計画に従って共同で下請振興事業を行うために必要な施設を整備する事業
総合効率化計画認定グループ事業	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する認定総合効率化計画に従って、認定中小企業者が共同で卸売団地や共同物流センターの設置など、流通業務総合効率化事業を行うために必要な施設を整備する事業

(イ) 中小企業支援機関が行う事業

事業名	対象事業の内容
地域産業創造基盤整備事業	地域産業の振興を図るため、第三セクター、商工会等が技術開発センター、インキュベーターを設置・運営する事業
商店街整備等支援事業	商店街の活性化、集客力の向上を図るため、第三セクター、商工会等が多目的ホール、スポーツ施設、駐車場等のコミュニティ施設の整備とこれらの施設と併せて共同店舗を整備する事業
地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った第三セクター、商工会等が経営環境の変化に対応するために行う施設の整備、既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備する事業
商店街整備等活性化支援事業	過去に商店街整備等活性化整備事業を行った第三セクター、商工会等が経営環境の変化に対応するために行う施設の整備、既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備する事業

※ なお、上記(ア)、(イ)の事業において、事業用施設に使用されている石綿（アスベスト）による健康被害等の防止を図るもの（アスベストの除去、封じ込め等で資産計上するもの）についても貸付の対象となります。（貸付割合：貸付対象事業費の90%以内、貸付利率：無利子）

□貸付条件

貸付対象施設	貸付対象事業を実施（リニューアルを実施する場合を含む。）するのに必要な土地、建物、構築物、設備
貸付割合	原則として貸付対象施設の整備に要する額の80%以内
貸付期間	20年以内（うち据置期間は3年以内）
貸付金利	0.35%/年 ※中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子

(公財)しまね産業振興財団の融資制度

(公財)しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ

〒690-0816 松江市北陵町1番地テクノパークしまね

TEL 0852-60-5113

(公財)しまね産業振興財団 石見事務所

(1)設備貸与制度

〒697-0034 浜田市相生町1391番地8 石見産業支援センター

TEL 0855-24-9301

制度	一般枠	特別枠
対象者	県内に事業所を有する以下の中小企業者および創業者 (製造業 ・ その他の業種) 従業員300人以下、又は資本金 3 億円以下 (卸売業) 従業員100人以下、又は資本金 1 億円以下 (小売業) 従業員50人以下、又は資本金5,000万円以下 (サービス業) 従業員100人以下、又は資本金5,000万円以下	
	＊ただし、原則以下の要件を満たしていること ・銀行その他の金融機関（日本公庫国民生活事業・信用金庫・信用組合を除く）からの借入残高が7.2億円以下であること ・最近3事業年度の経常利益の平均が1.2億円以下であること ・発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価格の総額の1/2以上を中小企業者以外の事業者が単独に所有していないこと	
対象業種	概ね全業種 ＊風俗営業法に規定する性風俗特殊営業に該当する業種および公序良俗の観点から適当でないと思われる業種は対象となりません。	
対象設備	県内に設置する設備で、経営基盤強化、経営革新又は公害防止に必要な設備 ＊土地・建物は、設備貸与制度の対象とはなりません。 ＊設備であっても、県外設置や申込者の管理下でない状態で使用されるものは対象となりません ＊設備導入により一定の付加価値向上が見込まれる設備が対象となります ＊設備の事前設置は対象となりません。 ＊中古設備の場合は、あらかじめご相談ください	
貸与限度額	100万円 ～ 1億円 (税込設備価格)	
利率 (割賦債料) ＊金利情勢により 変更する場合があります	経営革新計画等の承認を受けていない企業 年1.75% (固定)	経営革新計画、農商工連携事業計画、 商店街活性化事業計画等承認企業 年1.60% (固定)
返済期間	原則7年以内 (元金据置期間：1年以内)	
返済方法	月賦 (口座振替・毎月25日払)	
保証金	貸与決定金額の5% ＊契約日までに納入していただきます ＊保証金は最終支払いから順次返済金に充当します	
連帯保証人	法人にあっては原則代表者のみ、個人にあっては原則不要 ＊「経営者保証ガイドライン」により適宜判断します ＊不動産担保等は原則不要ですが、審査の結果、お願いする場合があります	
その他	・損害保険 財団を質権者とする設備の損保を付保 (保険料：申込者負担) ・固定資産税 申込者負担 ・支払完了後の措置 設備を企業に譲渡 (所有権を移転)	

「設備貸与制度に係る保証金補助制度」を創設されている市町村があります
 詳細につきましては各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

(市町名)	(補助の内容)	(担当窓口)	(問い合わせ先)
安来市	保証金額の16%以内を補助 (上限50万円)	安来市 やすぎ暮らし推進課 産業振興係	TEL0854-23-3105
江津市	保証金額の1/2以内を補助 (上限50万円)	江津市 商工観光課 商工振興係	TEL0855-52-7494
吉賀町	保証金額の1/2以内を補助 (上限20万円)	吉賀町 産業課	TEL0856-79-2213

3. 政府関係の中小企業専門金融機関の貸付制度

(1) 日本政策金融公庫（中小企業事業）

松江支店 松江市殿町111番地 松江センチュリービル7F TEL 0852-21-0110 ホームページ：https://www.jfc.go.jp/

(融資条件等は令和3年4月1日現在のものです。最新のものについては、ホームページをご参照ください。)

特別貸付

融資の種類	融資対象者	資金使途	融 資 条 件				申込先	
			融資限度額		融資利率	融資期間		備 考
			直接貸付	代理貸付				
新型コロナウイルス感染症特別貸付	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも当てはまる方</p> <p>(1) 最近1ヵ月間等の売上高（注1）または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少していることまたはこれと同様の状況にあること（注2）</p> <p>(2) 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること</p> <p>（注1）「最近1ヵ月間等の売上高」とは、最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高を含みます。</p> <p>（注2）業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれか（※）と比較して5%以上減少していることをいいます。</p> <p>① 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高</p> <p>② 令和元年12月の売上高</p> <p>③ 令和元年10月～12月の平均売上高</p> <p>（※）最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高と比較する場合は、上記①～③の売上高を日割り計算し、当該期間に対応する日数を乗じて算出した売上高</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および長期運転資金</p>	<p>既往貸付残高にかかわらず6億円（注3）</p>	<p>——</p>	<p>基準利率 ただし、3億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率</p>	<p>設20年以内 うち据置5年以内 運15年以内 うち据置5年以内</p>	<p>■融資利率 ◆5年経過後ごと金利見直し制度を選択できます。</p> <p>■本制度は、無担保・無保証人となります。</p>	<p>1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業</p>

融資の種類	融資対象者	資金使途	融 資 条 件					申込先
			融資限度額		融資利率	融資期間	備 考	
			直接貸付	代理貸付				
新事業育成資金	<p>高い成長性が見込まれる新たな事業を行う方であって、次の(1)～(3)のすべてに当てはまる方</p> <p>(1) 新たな事業が事業化されておおよそ5年以内(※)の方</p> <p>(2) 次のいずれかに当てはまる方</p> <p>イ 公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性の認定を受けた方</p> <p>ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けた方</p> <p>ハ 他企業に利用されていない知的財産権や科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に定める指定補助金などの交付を受けて開発した技術を利用して新事業を行う方など</p> <p>(3) 公庫が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる方</p> <p>(※) 一定の要件を満たす方で、公庫が特に必要と認める場合はおおよそ7年以内</p>	<p>新たな事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p>	7億2千万円	—	<p>融資対象者(2)イの方 特別利率②(上限3%)。ただし、次のいずれかに当てはまる方は特別利率③(上限3%)</p> <p>・融資対象者(2)ハの方 ・「新事業活動促進資金」の融資対象者A～DおよびFのいずれかに当てはまる方</p> <p>融資対象者(2)ロの方 特別利率②(上限3%)</p> <p>融資対象者(2)ハの方 特別利率③(上限3%) 特別利率②(上限3%) 特別利率①(上限3%) 基準利率(上限3%)</p>	<p>設20年以内 うち据置5年以内 運7年以内 うち据置2年以内</p>	<p>■融資利率 ◆信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。</p> <p>◆5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。</p> <p>■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p> <p>◎本資金については、挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)がご利用できます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。</p>	1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業
新事業活動促進資金	<p>A 中小企業等経営強化法に基づき、都道府県知事などより経営革新計画の承認(変更承認を含む)を受けた方</p> <p>B 中小企業等経営強化法に基づく中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針に定める新たな取組みを行い、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方</p> <p>C 中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定(変更承認を含む)を受けた方</p> <p>D 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工など連携事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた方</p> <p>E 農林水産業支援サービス業を営む方であって、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に定める農商工等連携事業を行い、3年間で2%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方</p> <p>F 中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた方</p> <p>G A～Fに該当しない方で第二創業(経営多角化、事業転換)を図る方または第二創業後概ね5年以内の方</p>	<p>A 承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>B 経営の向上に必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>C 経営力向上計画を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>D 当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>E 経営の向上に必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>F 当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>G 当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金(事業の全部または一部を廃止するための資金およびこれに伴う債務の返済資金を含む)</p>	<p>7億2千万円 うち運2億5千万円</p>	1億2千万円	<p>A 2億7千万円まで(土地に係る資金を除く)特別利率② 2億7千万円超 基準利率</p> <p>B 基準利率 ただし、事業計画を策定したことがない方が認定経営革新等支援機関または公庫の経営指導を受けて、一定の要件を満たす事業計画書を策定し経営向上を図る場合には、2億7千万円まで(土地に係る資金は除く) 基準利率-0.2%</p> <p>C 基準利率 ただし、設備資金(土地および建物に係る資金は除く)については、2億7千万円まで特別利率②</p> <p>D 2億7千万円まで(土地に係る資金を除く)特別利率② 2億7千万円超 基準利率</p> <p>E 2億7千万円まで(土地に係る資金を除く)特別利率① 2億7千万円超 基準利率</p> <p>F 基準利率</p> <p>G 基準利率 ただし、新たに第二創業を図る方の場合、2億7千万円まで(土地に係る資金および債務の返済資金を除く) 特別利率① 2億7千万円超 基準利率</p>	<p>設20年以内 うち据置2年以内 運7年以内 うち据置2年以内</p>	<p>■融資利率 ◆信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。</p> <p>◆年経過ごと金利見直し制度を選択できます。</p> <p>■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p> <p>◎本資金については、挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)がご利用できます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。</p>	<p>1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業</p> <p>2.代理貸付 日本政策金融公庫の代理店</p>

融資の種類	融資対象者	資金使途	融 資 条 件				申込先	
			融資限度額		融資利率	融資期間		備 考
			直接貸付	代理貸付				
海外展開・事業再編資金	<p>次の(1)、(2)又は(3)に当てはまる方</p> <p>(1) 経済の構造的変化などに適応するために海外展開することが経営上必要であり、次の①～③の全てに当てはまる方</p> <p>① 開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。</p> <p>② 本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること。</p> <p>③ 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の㉑～㉓のいずれかであること。</p> <p>㉑ 取引先の海外進出に伴い、海外展開をすること</p> <p>㉒ 原材料の供給事情により、海外進出をすること</p> <p>㉓ 労働力不足により、海外進出をすること</p> <p>㉔ 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること</p> <p>(2) 海外における経済の構造的変化などに適応するために次の①および②を満たす方</p> <p>① 海外直接投資に係る海外展開事業を再編(全部または一部を、移転または廃止することを含む。)することが経営上必要であること</p> <p>② 本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること</p> <p>(3) 海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化などにより、本邦内における事業活動が影響を受けている方</p>	<p>当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金(海外企業に対する転貸資金を含む)</p> <p>なお、(2)の方が必要とする長期運転資金には、海外展開事業の再編のための資金およびこれに伴う債務の返済資金を含む。</p>	<p>別枠 14億4千万円 うち運 9億6千万円</p>	<p>別枠 1億2千万円</p>	<p>○ 融資対象者(1)の場合 基準利率(上限3%) ただし、次の資金についてはそれぞれ定める利率 (A) 日本と経済連携協定(EPA)または自由貿易協定(FTA)を発効または署名している国において海外展開事業を行う方については、4億円を限度として基準利率-0.65%(上限3%) (B) 次の㉑から㉓のすべてを満たす場合は、4億円を限度として、特別利率②(上限3%) ① 貸付後5年以内において、海外直接投資(追加投資を含む。)に係る海外展開事業の減価償却前売上高経常利益率が5%を超えることが見込まれる方 ② 貸付後5年後の国内の従業員数が減少しないことが見込まれる方 ③ 貸付後の海外展開事業に係る業況について、貸付後5年間、日本公庫に報告を行い、日本公庫が必要と判断した場合は、当公庫からの経営指導を受ける方 (C) 海外直接投資(追加投資を含む。)を行う方であって、海外企業を買収するために必要とする資金については、4億円を限度として基準利率-0.4%(上限3%) (D) クール・ジャパンの推進に資する事業を行う方であって、一定の要件を満たす方については、4億円を限度として、特別利率①(上限3%) (E) 海外展開事業(海外直接投資〔追加投資を含む。〕を除く。)を新たに行う方(開始してから5年以内の方を含む。)については、4億円を限度として特別利率①(上限3%) (F) 海外知的財産権を活用した海外展開事業(海外知的財産権の取得費用を除く。)を行う方については、4億円を限度として特別利率①(上限3%)</p> <p>○ 融資対象者(2)の場合 基準利率(上限3%) ただし、4億円を限度として基準利率-0.4%(上限3%)</p> <p>○ 融資対象者(3)の場合 基準利率(上限3%)</p>	<p>設20年以内 うち据置 2年以内 運7年以内 うち据置 2年以内</p> <p>海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合については、 運10年以内 据置期間 5年以内</p>	<p>■融資利率 ◆信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 ◆5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。 ■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p> <p>◎本資金は、海外直接投資を行う場合、挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)をご利用できます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。</p> <p>◎本資金は、外貨貸付がご利用できます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。</p>	<p>1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業</p> <p>2.代理貸付 日本政策金融公庫の代理店</p>

融資の種類	融資対象者	資金使途	融 資 条 件				申込先	
			融資限度額		融資利率	融資期間		備 考
			直接貸付	代理貸付				
事業承継・集約・活性化支援資金	<p>(1) 中期的な事業承継を計画し、代表者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方</p> <p>(2) 安定的な経営権の確保などにより、事業の承継・集約を行う方</p> <p>(3) 事業の承継・集約に伴う代表者の変更を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組を図る方（第二創業または新たな取組後、概ね5年以内の者を含む）</p> <p>(4) 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人</p> <p>(5) 事業承継に際して経営者個人保証の免除などを取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている者であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方</p>	<p>(1)に当てはまる方 事業承継計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>(2)に当てはまる方 事業承継を行うために必要な設備資金および長期運転資金（事業を承継・集約される方に対する転貸資金を含む。）</p> <p>(3)に当てはまる方 当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>(4)に当てはまる方 事業承継を行うために必要な設備資金および長期運転資金であって、中小企業経営承継円滑化法施行規則に定める資金</p> <p>(5)に当てはまる方 金融機関との取引状況の変化に伴い必要な長期運転資金</p>	<p>既往貸付残高にかかわらず 7億2千万円</p> <p>——</p>	<p>(1)に当てはまる方 4億円まで 特別利率①（上限3%） ただし、認定経営革新等支援機関などの支援を受けて事業承継計画を実施する場合（現経営者の年齢が65歳以上である場合に限る。）については特別利率②（上限3%） 4億円超 基準利率（上限3%）</p> <p>(2)に当てはまる方 基準利率（上限3%） ただし、次の要件を満たす場合は、それぞれに定める利率 (A) 以下の①～⑤のいずれかの要件を満たす場合 4億円まで特別利率①（注1）（上限3%） 4億円超 基準利率（上限3%） ① 付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方 ② 後継者不在などにより事業継続が困難となっている企業から事業を承継する方 ③ 株主などから自己株式又は事業用資産の取得などを行う法人の方 ④ 事業用資産の取得などを行う後継者（個人事業主）の方で、前個人事業主の退任などの事由が発生してから5年以内の方 ⑤ 事業会社の株式または事業用資産を取得する持株会社の方 (B) 認定経営革新等支援機関などの支援を受けて付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方 4億円まで 基準利率-0.65%（上限3%） 4億円超 基準利率（上限3%） (C) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の要件に該当し、事業継続が困難となっている企業から事業を承継する方 4億円まで 基準利率-0.4%（注2）（上限3%） 4億円超 基準利率（上限3%）</p> <p>(3)に当てはまる方 4億円まで 特別利率②（上限3%） 4億円超 基準利率（上限3%）</p> <p>(4)に当てはまる方 4億円まで 特別利率①（上限3%） ただし、付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方は、特別利率②（上限3%） 4億円超 基準利率（上限3%）</p> <p>(5)に当てはまる方 基準利率（上限3%）</p>	<p>設 20年以内 うち据置 2年以内 運7年以内 （公庫融資借換特例制度を適用する場合） は8年以内 うち据置 2年以内</p>	<p>■融資利率 ◆信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、ご融資の使いみちが株式等（のれん代を含む。）の場合であって、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 ◆5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。 ◆（注1）②に該当し小規模事業者から事業を承継する方については、特別利率②（上限3%） ◆（注2）小規模事業者から事業を承継する方については、基準利率-0.65%（上限3%）</p> <p>■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p> <p>◎本資金については、挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）がご利用できます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。</p>	<p>1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業</p>	

融資の種類	融資対象者	資金用途	融 資 条 件				申込先	
			融資限度額		融資利率	融資期間		備 考
			直接貸付	代理貸付				
企業再建資金	<p>(1) 経営改善、経営再建などに取り組む必要がある中小企業の方で、①～③のすべてに当てはまる方</p> <p>① 次のいずれかに当てはまり、早急に企業再建を行う必要がある方</p> <p>イ. 借入債務などが株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する方</p> <p>ロ. 取引先の業況悪化の影響を受けるなど一定の要件に該当する方</p> <p>ハ. 過剰債務の状況に陥っている方</p> <p>二. 中小企業再生支援協議会などの関与の下で事業の再生を行う方</p> <p>ホ. 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている方</p> <p>ヘ. 第二会社方式により再生を図る方</p> <p>ト. 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る方</p> <p>② 相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られるなど関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる方</p> <p>③ 当公庫が融資後も継続的に企業再建に対する経営指導を行うことで、円滑な企業再建の遂行が可能となる方</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する方</p> <p>① 中小企業等経営強化法に定める認定経営革新など支援機関（以下、「認定支援機関」という。）による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。</p> <p>② 過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。</p>	<p>(1) に当てはまる方が、企業再建計画に従って企業の再建を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>(2) に当てはまる方が、経営改善計画に従って企業の再建を図る上で必要となる設備資金および長期運転資金</p>	<p>既往貸付残高にかかわらず 7億2千万円</p>	<p>——</p>	<p>(1) に当てはまる方 基準利率（上限3%）なお、①二の要件を満たす場合は2億7千万円を限度に基準利率-0.9%（上限3%）</p> <p>(2) に当てはまる方 2億7千万円まで 基準利率-0.65%（上限3%） 2億7千万円超 基準利率（上限3%）</p>	<p>設 20 年以内うち据置 2 年以内 運 15 年以内 （一定の要件を満たす場合は 20 年以内） うち据置 2 年以内</p>	<p>■融資利率 ◆信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、融資対象者（1）①二または（2）に当てはまる方であって、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 ◆5 年経過ごと金利見直し制度を選択できます。</p> <p>■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p> <p>◎本資金については、挑戦支援資本強化特例制度（資本金ローン）がご利用できます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。</p> <p>◎本資金については、シンジケートローン特例をご利用できます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。</p>	<p>1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業</p>

※他に、女性、若者／シニア起業家支援資金、再挑戦支援資金、中小企業経営力強化資金、企業活力強化資金、IT活用促進資金、地域活性化・雇用促進資金、観光産業等生産性向上資金、働き方改革推進支援資金、環境・エネルギー対策資金、社会環境対応施設整備資金、経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金、取引企業倒産対応資金、事業再生支援資金等もありますのでお気軽にご相談ください。

(2) 日本政策金融公庫（国民生活事業）

松江支店 国民生活事業 松江市殿町 111 センチュリービル2F TEL 0852-23-2651
 浜田支店 国民生活事業 浜田市殿町 82-7 TEL 0855-22-2835

（融資条件等は令和3年4月1日現在のものです。）
 最新のものについてはホームページをご参照ください。

融資の種類	融資対象者	用途	融資条件				申込先
			融資限度	利率	融資期間 据置期間	担保	
一般貸付	事業を営む方	設備資金・運転資金	4,800万円	基準利率 お近みち、 ご返済期間ま たは担保の 有無によって 異なる利率が 適用されま す。	設10年以内(うち据置2年 以内) 運5年以内【特に必要な場 合7年以内】(うち据置1年 以内)	お客さまのご希望を伺いな がらご相談させていただきます。	1. 直接貸付 日本政策金融公庫 松江支店国民生活事業 浜田支店国民生活事業 2. 代理貸付 島根銀行 しまね信用金庫 島根中央信用金庫 日本海信用金庫 島根益田信用組合
特定設備資金	事業を営む方	業種・品種の転換、大型店 進出などに伴う店舗・工場移 転を図る設備資金	7,200万円		20年以内(うち据置2年以 内)		
マル経融資 (小規模事業 者経営改善資 金)	商工会議所、商工会または都道 府県商工会連合会の実施する経 営指導を受けている方で、商工会 議所等の長の推薦を受けた方 ・常時使用する従業員が20人以 下(商業・サービス業の場合5人以 下)であること。 ・原則として6ヶ月以上、商工会議 所等の経営指導を受けているこ と。 ・最近1年以上、同一商工会議所 等の地区内で事業を営んでいる こと等。	設備資金・運転資金	2,000万円	特利F	設10年以内 運7年以内 据置 設2年以内 運1年以内	不要	商工会議所 商工会 県商工会連合会
特別貸付	別表のとおり						

- (注) 1. 金融業、投機的業、一部の遊興娯楽業等の業種の方は、ご利用になれません。
 2. お使いみち、融資期間、担保の状況によって異なる利率が適用されます。
 3. 各種融資制度、融資対象者、融資条件等には、取扱期間が設けられています。
 4. 詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

融資の種類	融資対象者	用途	融資条件				申込先
			融資限度	利率	融資期間 据置期間	担保	
一般貸付 (生活衛生貸付)	生活衛生関係の事業を営む方 飲食店営業、喫茶店営業、食肉・食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、旅館業、興行場営業、サウナ営業、クリーニング業、その他公衆浴場業(注) (注)その他公衆浴場業の方は、東日本大震災復興特別貸付(震災直接被害関連に限る。)、令和元年台風大19号等特別貸付(直接被害者に限りませす。)、および令和2年7月豪雨特別貸付(直接被害者に限りませす。))ならびに生活衛生改善貸付における運転資金に限りませす。	設備資金 衛生設備、近代化設備、店舗従業員宿舍、独立開業(のれんわけ)などのために必要な資金 原則として都道府県知事の「 <u>推せん書</u> 」(借入申込金額が500万円以下の場合には不要です。)が必要になります。	7,200万円～4億8,000万円 「業種により融資限度額が異なります。」	基準利率 特利A 特利B 特利C 特利Q 一般公衆浴場業の場合は特利E お近いみち、ご返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます。	13年以内 (一般公衆浴場業は30年以内) 据置1年以内 (返済期間が7年を超える場合2年以内)	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	1. 直接貸付 日本政策金融公庫 松江支店国民生活事業 浜田支店国民生活事業 2. 代理貸付 山陰合同銀行 島根銀行 しまね信用金庫 島根中央信用金庫 日本海信用金庫
振興事業貸付	生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員	設備資金 運転資金 振興計画認定組合の長が発行する「 <u>振興事業に係る資金証明書</u> 」が必要となります。	設備資金 1億5,000万円～7億2,000万円 運転資金5,700万円 「業種により融資限度額が異なります。」	基準利率 特利A 特利B 特利C 特利J 特利Q お近いみち、ご返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます。	設20年以内 運7年以内 据置 設2年以内 運2年以内		生活衛生同業組合
生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた次の方 ・常時使用する従業員数が5人(旅館業及び興行場営業を営む方は20人)以下の会社または個人	設備資金 運転資金	2,000万円	特利F	設10年以内 運7年以内 据置 設2年以内 運1年以内	不要	生活衛生同業組合

融資の種類	融資対象者	用途	融資条件			
			融資限度	利率	融資期間 据置期間	担保
新創業融資制度	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに事業をはじめられる方、または新規開業して税務申告を2期終えておられない方 ・事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業資金の10分の1以上の自己資金を確認できる方、ただし「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方」等に該当する場合は、本要件を満たすものとします。 	事業開始時または事業開始後に必要となる事業資金	3,000万円 (うち、運転資金1,500万円)	融資制度に定める利率	各融資制度に定めるご返済期間以内	原則不要 (注)法人の代表者の方が連帯保証人になる場合は、利率が0.1%低減されます。
担保を不要とする融資	・税務申告を2期以上行っている方	設備資金・運転資金	4,800万円	融資制度に定める利率	各融資制度に定めるご返済期間以内	法人営業の方 ・代表者の方のみ 個人営業の方 ・不要 (注)実質的な経営者である方、事業承継を予定している方には保証をお願いする場合があります。
挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)	創業・新事業展開・海外展開・事業再生等に取組む中小企業・小規模事業者であって、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果(新たな雇用または雇用の維持)が見込まれる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取組む方	設備資金・運転資金	4,000万円 (事業承継・集約・活性化支援資金をご利用の方は別枠4,000万円)	ご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、貸付期間ごとに3区分の利率が適用	5年1か月以上15年以内	不要
経営者保証免除特例制度	一定の要件を満たし、経営状況等から借入返済が可能と見込まれる法人の方 (※詳しくはホームページをご参照ください)	設備資金・運転資金	融資制度に定める融資限度以内	融資制度に定める利率に0.2%上乘せ ※事業承継・集約・活性化支援資金(企業活力強化貸付)もしくは生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金を適用してご融資を受けられる方、十分な物的担保を提供される場合は上乘せはありません。	各融資制度に定めるご返済期間以内	経営者の保証が免除担保提供の有無は、申し込みの際選択いただけます。

特別貸付(令和3年4月1日現在)

制度	資金	融資対象者	用途	融資条件				
				融資限度	利率	融資期間	据置期間	担保
新型コロナウイルス感染症特別貸付		<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方</p> <p>1. 最近1ヵ月間等の売上高(※1)または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方</p> <p>2. 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が次のいずれか(※2)と比較して5%以上減少している方 (1) 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高</p> <p>(※1) 「最近1ヵ月間等の売上高」には、最近1ヵ月間の売上高に加え、「最近14日間以上1ヵ月未満の任意の期間」における売上高を含みます。</p> <p>(※2) 最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高と比較する場合は、上記(1)～(3)の売上高を日割り計算し、当該期間に対応する日数を乗じて算出した売上高</p>	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金	8,000万円(別枠)	基準利率 ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%(注)、4年目以降は基準利率	20年以内 (運転資金は15年以内)	5年以内	無担保
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナウイルス対策資本性劣後ローン)		<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた法人または個人企業の方であって、次のいずれかに該当する方 1. J-Startupプログラムに選定された方または独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けた方</p> <p>2. 中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業の再生を行う方または独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う方</p> <p>3. 上記1および2に該当しない方であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方</p>	事業を行うために必要な設備資金および運転資金	7,200万円(別枠)	ご融資後3年間は0.95% ご融資後3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます。	5年1ヵ月、10年、20年のいずれか (期限一括返済)	期限一括返済	無担保

特別貸付(令和3年4月1日現在)

制度	資金	融資対象者	用途	融資条件				
				融資限度	利率	融資期間	据置期間	担保
新企業育成貸付	新規開業資金	新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	新たに事業を始めるためまたは事業開始後に必要とする資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	基準利率 特利A 特利B 特利C	20年以内 (運転資金は7年以内)	2年以内	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
	女性、若者/シニア起業家支援資金	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始められる方、事業開始後おおむね7年以内の方	新たに事業を始めるためまたは事業開始後に必要とする資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	基準利率 特利A 特利B 特利C	20年以内 (運転資金は7年以内)	2年以内	
	中小企業経営力強化資金	外部専門家の指導や助言、または「中小企業の会計に関する基本要領」の適用などにより、経営力の強化を図る方	事業計画の実施のために必要とする設備資金及び運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	基準利率 特利A	20年以内 (運転資金は7年以内)	2年以内	
	新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業を図る方	当該事業を行うために必要な資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	基準利率 特利A 特利B 特利C 特利P	20年以内 (運転資金は7年以内)	2年以内	
	再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資)	新たに開業する方または開業後概ね7年以内の方で、次の全てに該当する方 1.廃業歴等を有する個人または廃業歴等を有する経営者が営む法人であること 2.廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること 3.廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること	新たに事業を始めるためまたは事業開始後に必要とする資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	基準利率 特利A 特利B 特利C	20年以内 (運転資金は7年以内)	2年以内	
セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、各要件に該当する方 (※詳しくはホームページをご参照ください)	社会的要因等により企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金	4,800万円	基準利率	15年以内 (運転資金は8年以内)	3年以内	

特別貸付(令和3年4月1日現在)

制度	資金	融資対象者	使途	融資条件				
				融資限度	利率	融資期間	据置期間	担保
セーフティネット貸付	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたし、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方であって、各要件に該当する方 (※詳しくはホームページをご参照ください)	設備資金及び金融機関との取引状況の変化に伴い必要となる運転資金	別枠 4,000万円	基準利率	15年以内 (運転資金は8年以内)	3年以内	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
	取引企業倒産対応資金	取引企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している方で、各要件に該当する方 (※詳しくはホームページをご参照ください)	売掛金債権の回収困難、売上減少などのため緊急に必要となる運転資金および関連企業の倒産の影響により、企業の運営上一時的に必要となる運転資金	別枠 3,000万円	基準利率	8年以内	3年以内	
企業活力強化貸付	IT活用促進資金	情報化投資を行う方で、各要件に当てはまる方 (※詳しくはホームページをご参照ください)	設備などを取得するために必要な設備資金およびリース運転資金など (※詳しくはホームページをご参照ください)	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	基準利率 特利A 特利B 特利C	20年以内 (運転資金は7年以内)	2年以内	
	海外展開・事業再編資金	1.経済の構造的変化等に適応するために海外展開することが経営上必要であり、かつ各要件に全て該当する方 2.海外における経済の構想的変化等に適応するために各要件の全てを満たす方 3.海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化などにより、本邦内における事業活動が影響を受けている方 (※詳しくはホームページをご参照ください)	当該事業を行うために必要な設備資金及び運転資金(海外企業に対する転貸資金※)、海外展開事業の再編のための資金及びこれに伴う債務の返済資金を含む。 (※)転貸資金の詳細な取扱いについては、各支店の窓口までお問い合わせください。	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	基準利率 特利A 特利B 特利D 特利Q	20年以内 (運転資金は7年以内)	2年以内	

特別貸付(令和3年4月1日現在)

制度	資金	融資対象者	用途	融資条件				
				融資限度	利率	融資期間	据置期間	担保
企業活力強化貸付	観光産業等生産性向上資金	卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかにおいて、観光に関する事業を営む方等であって、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方(注)新たに観光事業を営もうとする創業者および事業の多角化等により新たに観光産業に参入する事業者は対象とはなりません。	事業計画を実施するために必要な設備資金および運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	特利Q	20年以内 (運転資金は7年以内)	2年以内	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
企業活力強化貸付	企業活力強化資金	<p>1. 商業振興関連 次のいずれかの業種の事業を営まれる方 (1)卸売業、(2)小売業、(3)飲食サービス業、(4)サービス業、(5)不動産賃貸業(注) (注)中心市街地活性化法第15条第1項各号に定めるまちづくり会社等または同法第42条第4項に定める民間中心市街地商業活性化事業計画の認定を受けた方に限ります。</p> <p>2. 下請中小企業振興法関連 下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第8条の規定に基づき特定下請連携事業計画の認定(変更認定を含む。)を受けた連携体を構成する方</p> <p>3. 空室等対策関連 不動産賃貸業を営む方であって、空室等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条に規定する空室等対策計画を策定している市町村の区域内において老朽化した賃貸用不動産の改修を行う方</p> <p>4. 支払条件改善関連 取引先に対する支払条件の改善に取り組む方</p> <p>5. 地域再生法関連 上記の(1)から(4)までの事業を営まれる方のうち、地域再生法第5条第4項第7号に定める商店街活性化促進事業計画に基づき、空き店舗を利用して事業を実施される方</p> <p>6. キャッシュレス決済関連 卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方</p> <p>7. 親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小または発注内容の見直しに伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方</p>	<p>1. 商業振興関連 設備資金および運転資金</p> <p>2. 下請中小企業振興法関連 認定計画の実施のために必要とする設備資金および運転資金</p> <p>3. 空室等対策関連 賃貸用不動産を改修(注)するために必要とする設備資金 (注)新築、建て替えおよび増築の場合は対象外となります</p> <p>4. 支払条件改善関連 支払条件の改善の実施のために必要な設備資金(支払条件の改善と同時に行う生産性向上に資する設備資金に限ります。)および運転資金</p> <p>5. 地域再生法関連 上記1を行うために必要とする設備資金および運転資金</p> <p>6. キャッシュレス決済関連 キャッシュレス決済に対応するために必要とする運転資金</p> <p>7. 事業を行うために必要な設備資金および運転資金</p>	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	基準利率 特利A 特利B 特利C 特利Q	20年以内 (運転資金は7年以内)	2年以内	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

特別貸付(令和3年4月1日現在)

制度	資金	融資対象者	用途	融資条件				
				融資限度	利率	融資期間	据置期間	担保
企業活力強化貸付	地域活性化・雇用促進資金	<p>1.事業展開関連 新たに1名以上(従業員21名以上の企業にあつては2名以上(注1))の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方(注2)</p> <p>2.雇用創出関連 新たに1名以上の雇用を行う方(福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村(注3)に限ります。)</p> <p>3.雇用調整助成金関連 雇用調整助成金にかかる実施計画の届出が受理された方(福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村(注3)に限ります。)</p> <p>4.地方移転関連 ご融資後おおむね1年以内に、本社を東京(23区)から地方(注4)に移転する方または店舗・事務所、工場等を地方に新設し、もしくは増設する方(従業員10名以下の事業者の場合は地方で新たに1名以上の若者(35歳未満)を、従業員11名以上20名以下の事業者は地方で新たに2名以上の若者を、従業員21名以上の事業者の場合は地方で新たに3名以上の若者を、それぞれ雇用する方に限ります。)</p> <p>5.地方版総合戦略関連 地方版総合戦略により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う方</p> <p>6.地域未来投資促進法関連 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方</p>	<p>1.「融資対象者」の1に該当する方が、雇用創出効果が見込まれる設備を取得するために必要な設備資金および運転資金</p> <p>2.「融資対象者」の2または3に該当する方が、事業を行うために必要な運転資金</p> <p>3.「融資対象者」の4または5に該当する方が、事業を行うために必要な設備資金および運転資金</p> <p>4.「融資対象者」の6に該当する方が、承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行うために必要な設備資金および運転資金</p>	<p>7,200万円 (運転資金は4,800万円)</p>	<p>基準利率 特利A 特利B 特利C</p>	<p>20年以内 (運転資金は7年以内)</p>	<p>2年以内</p>	<p>お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。</p>

特別貸付(令和3年4月1日現在)

制度	資金	融資対象者	使途	融資条件				
				融資限度	利率	融資期間	据置期間	担保
企業活力強化貸付	事業承継・集約・活性化支援資金	1.中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者を含みます。)と共に事業承継計画を策定している方(注)(注)ご融資後おおむね8年以内に事業承継を実施することが見込まれる方 2.安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方 3.中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者(同項第1号イに該当する方に限ります。)の代表者、同法第12条第1項第2号の規定に基づき認定を受けた個人である中小企業者または同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方 4.事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達に困難になっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 5.事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化・事業転換)または新たな取組みを図る方(第二創業または新たな取組み後、おおむね5年以内の方を含みます。)	事業の承継・集約に必要な設備資金および運転資金	7,200万円 (運転資金 4,800万円)	基準利率 特利A 特利B 特利D 特利Q	20年以内 (運転資金 は7年以 内。ただし、 既往の公庫 融資の借換 を含む場 合、8年以 内)	2年以内	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
	ソーシャルビジネス支援資金	1.NPO法人 2.NPO法人以外であって、次の(1)または(2)に該当する方 (1)保育サービス事業、介護サービス事業等(注1)を営む方 (2)社会的課題の解決を目的とする事業(注2)を営む方 (注1)日本標準産業分類における老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指します。 (注2)日本公庫が定める一定の要件を満たす必要があります。詳しくは、支店窓口までお問い合わせください。	事業を行うために必要な設備資金および運転資金	7,200万円 (運転資金 4,800万円)	基準利率 特利A 特利B	20年以内 (運転資金 は7年以内)	2年以内	
	働き方改革推進支援資金	1.非正規雇用の処遇改善に取り組む方 2.従業員の長時間労働の是正に取り組む方 3.次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(届出が義務付けられている方を除きます。) 4.女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(届出が義務付けられている方を除きます。) 5.青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく「ユースフル認定企業」の認定を受けた方 6.事業所内に保育施設を整備する方 7.障害者の雇用または障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む方 8.事業場内最低賃金の引上げに取り組む方(注) 9.外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む方	1.「融資対象者」の1から5までおよび7から9までに該当する方 働き方改革実現計画を実施するために必要とする設備資金および運転資金 2.「融資対象者」の6に該当する方 事業所内に保育施設(不可分一体の施設を含みます。)を取得するために必要とする設備資金	7,200万円 (運転資金 4,800万円)	特利A 特利B	20年以内 (運転資金 は7年以内)	2年以内	

特別貸付(令和3年4月1日現在)

制度	資金	融資対象者	用途	融資条件				
				融資限度	利率	融資期間	据置期間	担保
企業再生貸付	企業再建資金	1.企業再建関連 次のいずれかの機関の関与の下で事業の再建を図る方 (1) 株式会社整理回収機構(2) 中小企業再生支援協議会(3) 株式会社地域経済活性化支援機構(4) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条に規定する産業復興相談センター(5) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合 2.民間金融機関関連 適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方 3.レイターDIP関連 民事再生法に基づく再生計画の認可などを受けた方 4.認定支援機関関連 次のいずれかに該当する方 (1) 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる方(2) 過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方 5.条件変更先関連 金融機関からの事業資金の借入について、弁済にかかる負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている方	企業の再建を図るうえで必要となる設備資金および運転資金	別枠7, 200万円 (運転資金4, 800万円)	基準利率 特利A 特利C 特利D	20年以内 (運転資金15年以内(一定の要件を満たす場合は20年以内))	2年以内	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

(3) 商工組合中央金庫

松江支店 松江市殿町 Tel.0852-23-3131
 浜田営業所 浜田市竹迫町 Tel.0855-23-3033

融資の種類	融資対象者	使 途	融 資 条 件			備 考	申込先
			融資限度	融資期間・償還方法	保証人・担保		
組 合 貸	共 同 事 業 資 金	設備資金 運転資金	商工中金が必要と認め る額	◎融資期間 原則として ・設備資金 15年以内 据置期間 2年以内 ・運転資金 10年以内 据置期間 2年以内 ◎償還方法 分割返済 期限一時返済	必要に応じて提 供していただき ます。	◎商工中金株主団体 中小企業等協同組合 事業協同組合・事業協同小組合 火災共済協同組合・信用協同組合 協同組合連合会・企業組合 協業組合・商工組合・同連合会 商店街振興組合・同連合会 生活衛生同業組合・同連合会 生活衛生同業小組合 酒造組合・同連合会・同中央会 酒販組合・同連合会・同中央会 内航海運組合・同連合会 輸出組合 輸入組合 市街地再開発組合	1 直接貸付 商工中金 松江支店 浜田営業所 2 代理貸付 島根中央信 用金庫 島根益田信 用組合 各本支店
	転貸資金						
構 成 員 貸							

4. 島根県信用保証協会の信用補完の制度

島根県信用保証協会

本店	松江市殿町	TEL0852-22-2837
出雲支店	出雲市大津新崎町	TEL0853-21-4998
浜田支店	浜田市殿町	TEL0855-22-0833
益田支店	益田市あけぼの本町	TEL0856-22-4567

(1) 信用保証のあらまし

1. 信用保証協会の業務

中小企業者の金融機関からの借入を円滑にするため、その債務を保証する業務をおこないます。

2. 資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金に限ります。

住居の建築資金、金融機関の旧債権の回収にあてる資金の借入等の保証はできません。

3. 中小企業者の資格

- ① 法人で、島根県内に本店または事業所を有する方及び個人で、住居または事業所のいずれかが島根県内にある方。

事業所は、支店、営業所、工場等の名称を問わず、現実にそこにおいて営業活動が行われており、当該事業経営に必要な資金であれば対象とします。また、住居とは単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

注) 制度要綱等で定めがある場合は、その定めによります。

- ② 特定業種に属する事業を行っていること。

注) i 許可、免許、登録等を要する業種は、その許可、登録を受けていることが必要です。

ii 現に他の信用保証協会を保証を受けている中小企業者については、あらかじめご相談ください。

iii 制度要綱等で定めがある場合は、その定めによります。

4. 中小企業者の範囲（資本金と従業員）

業 種		資 本 金	従 業 員
製 造 業 等 (建設業・運送業・旅行業含む)		3億円以下	300人以下
政令特例 業 種	ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸 売 業		1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業		5千万円以下	100人以下
政令特例 業 種	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅 館 業	5千万円以下	200人以下
小 売 業		5千万円以下	50人以下
医 業 を 主 た る 事 業 と す る 法 人		—	300人以下

注)・資本金か従業員のうち、どちらか一方が適合していれば結構です。

・個人及びNPO法人については、従業員の条件に該当していれば結構です。なお、NPO法人の場合は、政令特例業種の規模要件は適用されません。

・家族従業員、臨時の使用人（実質上常用的な者を除く）、会社の役員は従業員には含みません。NPO法人の場合、雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含みません。

・組合の場合は、構成員の2/3以上が上記に該当すれば結構です。

・建設業には、測量業、地質調査業及び水路測量業も含まれます。

5. 信用保証料

基本料率は、保証金額に対して年0.45～2.20%です。ただし、地方公共団体の制度融資は軽減されております。

主な信用保証制度一覧表

(令和3年7月1日現在)

制 度 名		一企業当り貸付限度	保証期間	貸付利率 ①責任共有対象 ②責任共有対象外	信用保証 料率		
普 通 保 証		2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	20	金融機関 所定	0.45%~2.20%		
長 期 経 営 資 金 保 証		2,000万円~2億円	運転5~15 設備5~20		0.45%~2.20%		
企 業 フ ェ イ オ ー ア ッ プ 証 (企 業 業 再 生)		1億円	20		0.45%~2.20%		
小 口 零 細 企 業 保 証 (グ ロ ー ス)		2,000万円	10		0.50%~2.20%		
小 口 保 証 制 度 【 か な え 】		1,000万円	7	①1.80 ②1.60	0.45%~1.55%		
ア ド バ ン ス 3 0 0 0 保 証		3,000万円	1	金融機関 所定	0.45%~1.35%		
特 定 社 債 保 証		5億6,000万円	7		0.45%~1.90%		
財 務 要 件 型 無 保 証 人 保 証 あ ん し ん		2億8,000万円	設備10、運転7、 当貸2 (更新可能)		0.39%~1.62%		
当 座 貸 越 根 保 証		2億8,000万円	2 (更新可能)		0.39%~1.15%		
事 業 者 カ ー ド ロ ー ン 根 保 証		2,000万円	2 (更新可能)		0.39%~1.62%		
ビ ジ ネ ス カ ー ド ロ ー ン 当 座 貸 越 根 保 証 ほ っ と 3 0 0		300万円	2 (更新可能)		0.39%~1.62%		
無 担 保 ・ 無 保 証 人 当 座 貸 越 根 保 証 ア ブ レ ミ		2億円	2 (更新可能)		0.39%~0.85%		
無 担 保 当 座 貸 越 根 保 証 リ ー ド 5 0 0 0		5,000万円	2 (更新可能)		0.39%~1.15%		
事 業 承 継 特 別 保 証		2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10		0.20~1.90%		
流 動 資 産 担 保 融 資 保 証		2億5,000万円	1 (更新可能)		0.68%		
予 約 保 証		2,000万円	5		0.60%~1.90%		
経 営 力 強 化 保 証		2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	設備7、運転5 (借換10)		0.45%~2.00%		
伴 走 支 援 型 特 別 保 証 制 度		4,000万円	10		0.85%		
事 業 再 生 計 画 実 施 関 連 保 証 (経 営 改 善 サ ポ ー ト 保 証)		2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	15		0.45%~0.91%		
事 業 再 生 計 画 実 施 関 連 保 証 (感 染 症 対 応 型)		2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	15		0.80%~1.00%		
東 日 本 大 震 災 復 興 緊 急 保 証		2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10		0.50%~0.80%		
島 根 県 中 小 企 業 融 資	一 般 融 資	小 規 模 企 業 特 別 資 金 (全 国 小 口)	2,000万円		10	②1.20	0.20%~1.20%
		小 規 模 企 業 育 成 資 金	2,000万円		10	①1.35 ②1.20	0.20%~1.20%
		一 般 資 金	設備8,000万円 運転5,000万円 借換8,000万円		設備12、運転7、 借換10	①1.45 ②1.30	0.40%~1.70%
	特 別 融 資	創 業 者 支 援 資 金	設備5,000万円 運転3,000万円		設備12、運転7	①1.35 ②1.20	0.20%~1.50%
		再 生 支 援 資 金	5,000万円	10	①2.25 ②2.10	0.20%~1.50%	
		新 事 業 展 開 強 化 資 金	設備8,000万円 運転5,000万円	設備12、運転10	①1.35 ②1.20	0.40%~1.70%	
		経 営 改 善 長 期 借 換 資 金	2億8,000万円	15	①1.55 ②1.40	0.40%~1.70%	
		経 営 力 強 化 支 援 資 金	2億8,000万円	設備7、運転5 (借換10)	①1.35 ②1.20	0.40%~1.50%	
		経 営 改 善 サ ポ ー ト 資 金	2億8,000万円	15	①1.65 ②1.50	0.80%~1.00%	
	緊 急 融 資	セ ー フ ティ ネット 資 金 (一 般 枠)	8,000万円	8	①1.35 ②1.20	0.40%~1.70%	
		セ ー フ ティ ネット 資 金 (新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 枠)	8,000万円	12	①1.25 ②1.10	0.40~0.71%	
		災 害 復 旧 資 金	設備5,000万円 運転3,000万円	12	①1.35 ②1.20	0.40%~1.70%	
		災 害 対 策 特 別 資 金	その都度知事が定める				
		経 済 変 動 等 資 金	その都度知事が定める				

注1) 財務情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に料率区分①~⑨の範囲で料率を判定し、これに定性情報を加味して料率を決定します。なお、区分に対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、料率区分⑤の保証料率に定性要因を加味して料率を決定します。

- ①個人その他の法令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
- ③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る)に係る連帯債務を負担する事業者

注2) 小口零細企業保証(グロース)、小規模企業特別資金(全国小口)を利用する事業者は、既保証付の融資残高(根保証・当座貸越等は極度額)と新規申込額との合計が2,000万円以下となること。

注3) 会計参与設置会社に対する割引(▲0.1%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.1%)が適用される場合があります。

注4) 「伴走支援型特別保証制度」、「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」、「経営改善サポート資金」において経営者保証免除対応を適用する場合は、保証料率が0.2%の上乗せとなります。ただし、借入時の保証料率は国補助後、一律0.2%となります。

注5) 「セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)」における借入時の保証料率は県補助後、一律0.3%となります。

きょうかい専門家派遣事業「結（ゆい）」のご案内

事業運営上抱える種々の経営課題（経営、技術、人材、情報、会計等）に対して専門的な知識を有する専門家を派遣し、経営計画策定支援や経営課題解決に向けたお手伝いをさせていただく事業です。

【事業の内容】

- ①当協会のご利用がある中小企業者が対象となります。また、県内に事業所もしくは住所を有し、保証対象業種を営んでいる中小企業者の方、これから新たに事業を始められる方で、当協会のご利用が見込まれる方もご利用いただけます。
 - ②専門家がお客様の事業所まで直接出向き、協会職員も一緒になって経営課題解決に向けた活動に取り組みます。
 - ③専門家への相談料・診断料は無料です。
- ※派遣回数等の詳細についてはお問い合わせください。

【例えばこんな時・・・】

- 人気の出るメニューを一緒に考えてほしい
- 効果的なHPを作りたい
- 従業員の接遇を強化したい
- 経営改善計画をつくりたい

【こんな専門家がいます！】

- 公認会計士
- 中小企業診断士
- 装飾技能展示士
- 接客指導者
- ITコーディネーター 他

女性経営者のための経営相談窓口「チーム・エスポワール」のご案内

「女性ならではの観点と感性を活かし、様々なアイデアやノウハウの提供、
「女性経営者の交流の場」の開催を行なっています。
女性相談員は県内全ての営業所(本店、出雲支店、浜田支店、益田支店)に
配置していますので、お気軽にご相談ください。

espoir
エスポワール



「何でも相談ホットライン」のご案内

当協会では、中小企業の方々の様々な経営に関する相談に応じる「何でも相談ホットライン」を開設しています。ご相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

【例えばこんな時…】

- 金融機関からの借入方法を含めて資金繰りについて相談したい。
- 新規出店を計画しているが、書類の書き方を教えて欲しい。
- 専門家の指導を受けたいので紹介して欲しい。

■何でも相談ホットライン■  0120-40-5471 (電話・FAX 共通)

ホームページのご案内

当協会では、ホームページを開設しています。

制度の創設・変更、お知らせ事項など最新情報も随時更新していますので、ぜひご活用ください。

ホームページ URL <https://www.shimane-cgc.or.jp/>

私たちの支援事例をホームページにアップしています！

実際の経営者の方にご出演いただいた5分間の
ショートムービーをインターネットでご覧いただけます！

<https://hosyokyo.shimane-cgc.or.jp>



経営支援動画は
コチラ！

ホシヨキヨ 検索

☆おたずねください☆

中小企業対策をはじめ、経営上の問題について
お知りになりたい場合は、下記のところに御相談ください。

島根県商工労働部中小企業課	(松江市殿町 1	TEL0852-22-5883)
島根県商工労働部企業立地課	(松江市殿町 1	TEL0852-22-5295)
島根県西部県民センター商工観光部	(浜田市片庭町 254	TEL0855-29-5745)
島根県中小企業団体中央会	(松江市母衣町 55 の 4	TEL0852-21-4809)
島根県商工会議所連合会	(松江市母衣町 55 の 4	TEL0852-23-1616)
島根県商工会連合会	(松江市母衣町 55 の 4	TEL0852-21-0651)
島根県信用保証協会	(本店 松江市殿町 105	TEL0852-22-2837)
	(出雲支店 出雲市大津新崎町 2-24	TEL0853-21-4998)
	(浜田支店 浜田市殿町 83-50	TEL0855-22-0833)
	(益田支店 益田市あけぼの本町 10-6	TEL0856-22-4567)
(公財)しまね産業振興財団	(松江市北陵町 1	TEL0852-60-5113)
	(石見事務所 浜田市相生町 1391-8	TEL0855-24-9301)

各商工会議所・各商工会